

所管理事者の紹介及び事業概要の説明

- ・ 資料 1 上下水道局管理職職員一覧表
- ・ 資料 2 川崎市水道事業・工業用水道事業・下水道事業概要

上 下 水 道 局

【上下水道局】

上下水道事業管理者 白鳥 滋之 45000	経営戦略・危機管理室長		担当課長〔経営戦略・企画調整〕	坂手 博	45401
	森川 研一 45400		担当課長〔料金・使用料制度〕	吉田 純二	45746
			担当課長〔行政改革推進〕	藤松 忠明	45102
			担当課長〔資産マネジメント〕	川原 良太	45404
			担当課長〔国際事業推進〕	三栖 幸彦	45702
			担当課長〔危機管理〕	羽嶋 南州	45314
担当理事〔事業統括〕 経営戦略・危機管理室 担当部長事務取扱 下水道部長事務取扱 松川 一貴 44100	総務部長		庶務課長	寺岡 秀樹	45101
	経営戦略・危機管理室担当部長兼務		経営戦略・危機管理室担当課長兼務		
	山梨 雅徳 45100		担当課長〔服務規律・内部監察〕	金子 明典	45104
			担当課長〔法制・情報公開〕	太田 智	45103
			労務課長	加藤 隆志	45301
			情報管理課長	岡村 直敏	45201
	担当部長〔財務担当〕		財務課長	松田 良久	45403
	梁取 昭治 45470		担当課長〔下水道財務・財源〕	宮森 由加里	45161
			管財課長	飯島 純一	45501
	サービス推進部長		サービス推進課長	星野 謙太	46101
	松永 智文 46100		担当課長〔広報・企画〕	渡辺 一広	46104
			経営戦略・危機管理室担当課長兼務		
			営業課長	大美賀 愛	46102
			給水装置課長	牧村 篤治	46351
			南部サービスセンター所長	村山 忠之	544-5433
			中部サービスセンター所長	今井 寛	855-3232
			北部サービスセンター所長	篠田 雅克	951-0303
	水道部長		水道管理課長	高橋 勝己	46401
	経営戦略・危機管理室担当部長兼務		担当課長〔危機管理・調整〕	佐藤 勉	46402
	筒井 武志 46400		経営戦略・危機管理室担当課長兼務		
			水道計画課長	山原 久弥	46432
			経営戦略・危機管理室担当課長兼務		
			水道管路課長	升潟 大介	46501
			工業用水課長	宮本 勝	46403
			施設整備課長	浦田 正博	866-1121
	第1配水工事事務所長		水道整備課長	松本 大起	544-3642
	山本 健司 544-3642		第2配水工事事務所長	西出 大	888-3141
			第3配水工事事務所長	蓬田 雅幸	945-8277
	水管理センター所長		担当課長〔水道施設管理〕	神谷 正恒	900-9710
	岸 俊幸 900-9710		担当課長〔施設維持〕	山岸 芳成	〃
			担当課長〔水道水質〕	外村 明彦	911-3005
			担当課長〔水質検査〕	眞鍋 晋	〃
			水運用センター所長	山口 耕平	866-0335
	長沢浄水場長		浄水課長	佐藤 譲	911-2022
	篠田 剛 911-2022		生田浄水場長	海老原 哲也	944-2131
	下水道部長		下水道管理課長	菅野 仁	44102
			担当課長〔危機管理・調整〕	沼田 勇二	44104
			経営戦略・危機管理室担当課長兼務		

		下水道計画課長	江口 義樹	44101
		経営戦略・危機管理室担当課長兼務		
		担当課長〔計画調整〕	久原 愛加	44103
		担当課長(技術開発担当)	端谷 研治	44401
		経営戦略・危機管理室担当課長兼務		
		下水道管路課長	吉岡 敦	44201
		管路保全課長	松原 秀明	44202
		施設課長	中村 哲浩	44301
		担当課長(下水道施設再構築担当)	伊勢 智幸	44701
		西部下水道管理事務所長	津久井 哲男	852-5131
		北部下水道管理事務所長	後藤 正寛	954-0208
担当部長(下水道施設担当)	小林 康太 44500	施設保全課長	大津 保彦	44501
		下水道水質課長	中島 美穂	44601
		入江崎水処理センター所長	佐藤 公治	287-5200
		担当課長〔操作〕施設保全課担当課長兼務	川本 規雄	287-5260
		加瀬水処理センター所長	服部 晃久	587-3000
		等々力水処理センター所長	山口 恭孝	799-9542
		担当課長〔高度処理〕	立石 英誉	"
		麻生水処理センター所長	石倉 正紀	989-1171
		入江崎総合スラッジセンター所長	植田 勝利	287-7204
南部下水道事務所長	室井 弘通 344-4866	担当課長〔管理〕	布施 陽一	344-4866
		担当課長〔工事〕	持田 修	344-4851
中部下水道事務所長	野村 克也 751-2966	担当課長〔管理〕	中澤 秀一	751-2966
		担当課長〔工事〕	廣井 勝成	766-9632

川崎市水道事業・工業用水道事業 ・下水道事業概要

説明内容

- 1 水道事業の概要
- 2 工業用水道事業の概要
- 3 下水道事業の概要

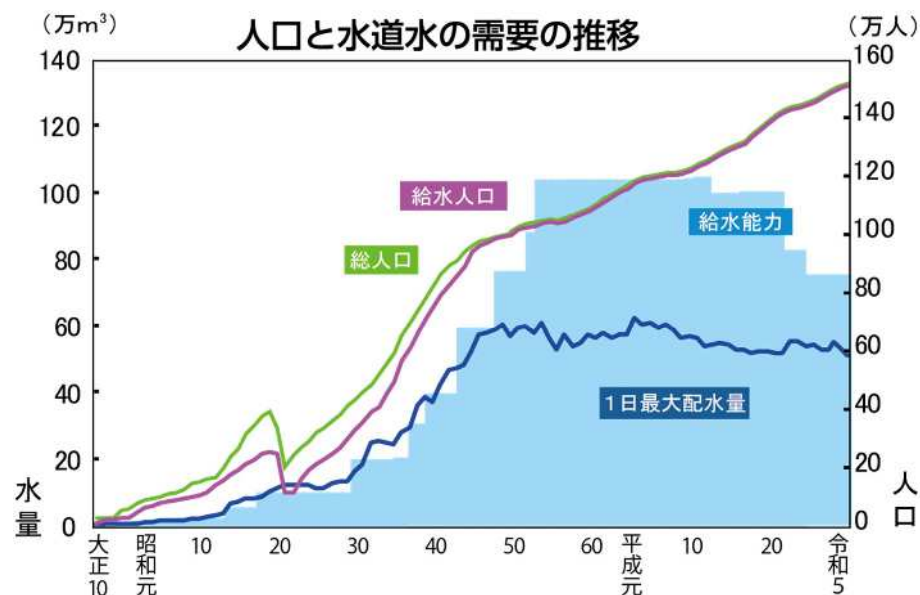
1 水道事業の概要

■ 水道事業のあらまし

川崎市の水道は、大正10年に多摩川の表流水を水源として、給水を開始して以来、人口の急増や産業活動の進展などによる水需要の増大に対処するため、数次の拡張事業を行い、施設を整備してきました。

その後、老朽化した水道施設の大規模な更新や耐震性の向上、給水能力と配水量の乖離などの課題を背景に、平成18年から水道事業の再構築を推進し、潮見台浄水場及び生田浄水場を廃止して長沢浄水場に機能集約する浄水場統廃合の取組などにより、平成28年3月には給水能力を75万8,200 m^3 /日へ縮小するとともに、浄水施設の更新・耐震化を完了しました。

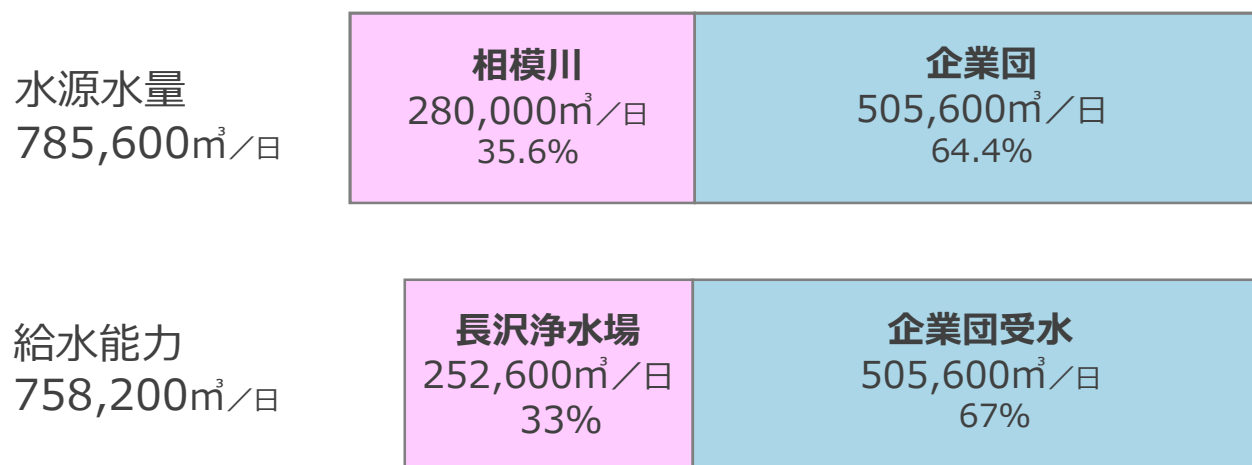
現在は、施設・管路の更新・耐震化、基幹管路の強化、停電・浸水対策、応急給水拠点等の整備、地球温暖化対策など、様々な取組を進めています。



1 水道事業の概要

■ 水道の水源

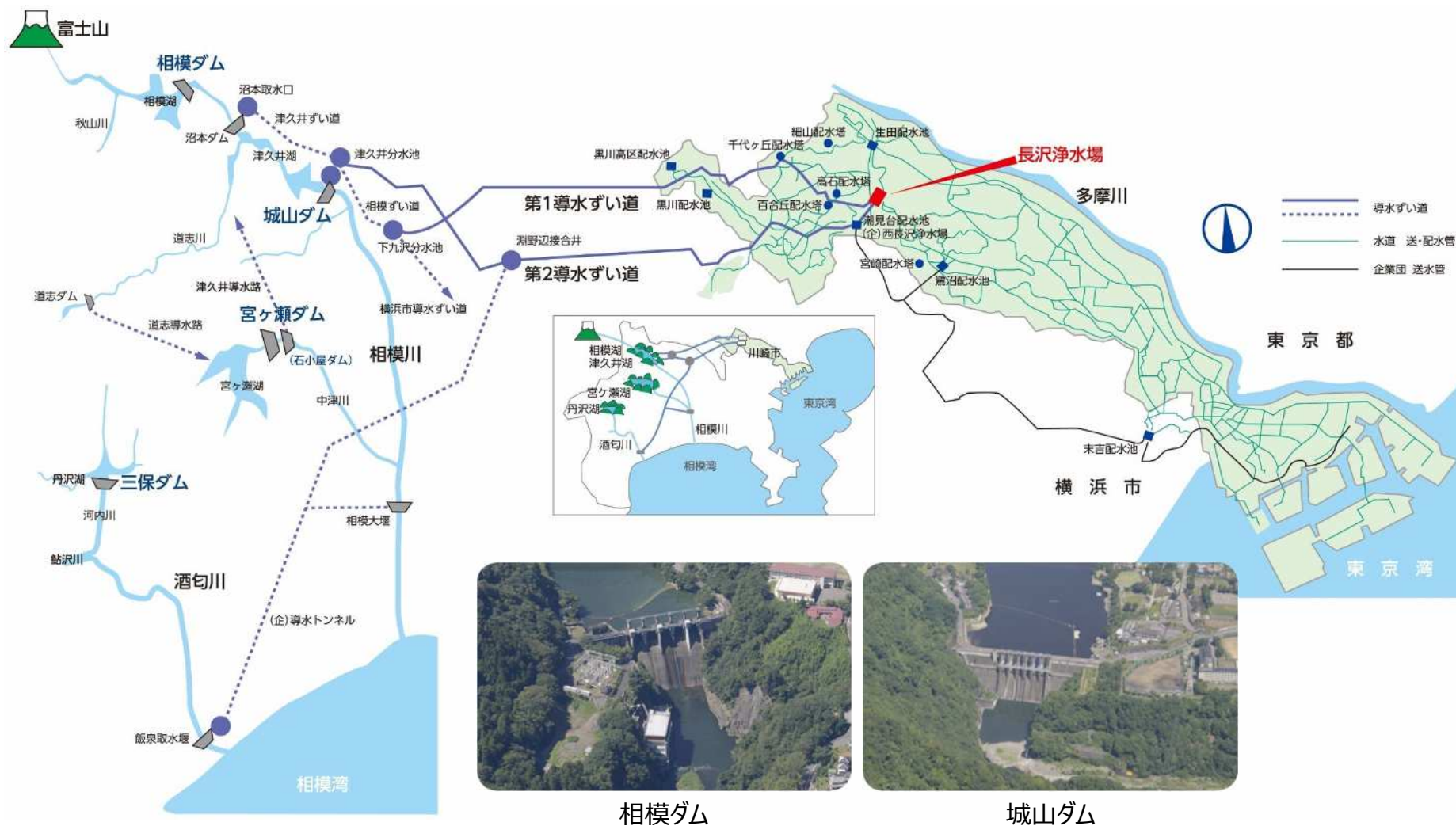
川崎市の水道水源は、相模川水系の河川水の自己水源と、相模川水系と酒匂川水系を水源とする神奈川県内広域水道企業団※からの受水でまかっています。



※：神奈川県内広域水道企業団は、昭和44年に水道用水の広域的有効利用、重複投資の回避、施設の効率的配置と管理及び国の補助金の導入を目的に設立され、神奈川県、横浜市、横須賀市及び川崎市に水道用水を供給しています。

1 水道事業の概要

■ 水源施設及び主要施設図



1 水道事業の概要

■ 水道の主要な施設

浄水施設

浄水場では、河川から取水した水を安全でおいしい水道水に処理しています。

長沢浄水場は、相模川を水源とし、昭和29年6月に通水を開始しました。

再構築計画により浄水場全体を更新し、平成28年度から給水能力は約25.3万 m^3 /日となりました。



長沢浄水場

1 水道事業の概要

配水施設

浄水場で作られた水道水は、配水池や配水塔に一時的に貯めて、時間帯によって異なる使用量に合わせて配水量をコントロールしています。

配水池、配水塔から各家庭に水を送るため、市内に約2,400kmの配水管が、網の目のように張り巡らされています。

また、末吉配水池については、上部を利用し太陽光発電設備を設置することで、創エネルギーの取組を実施します。



鷺沼配水池



末吉配水池

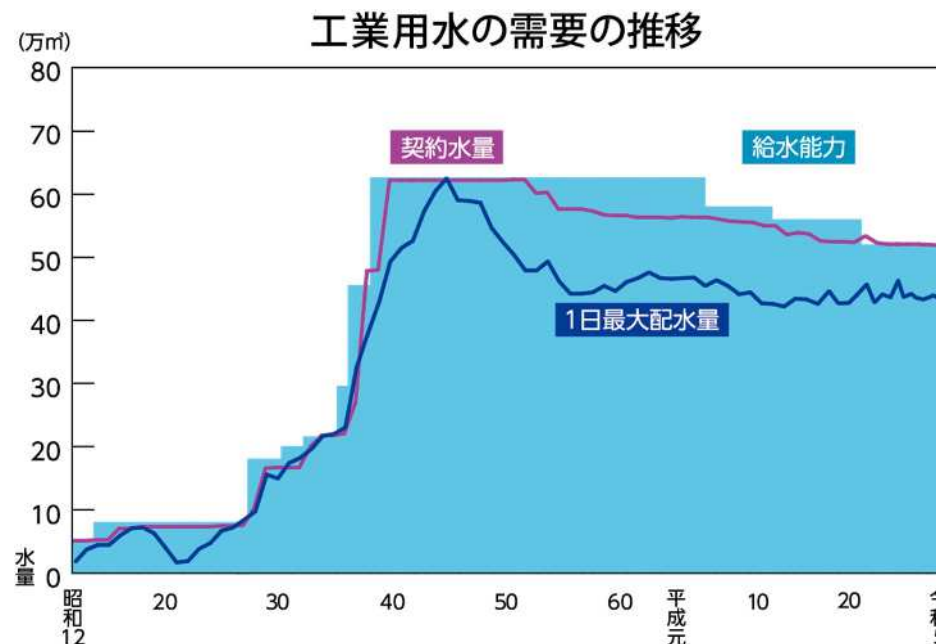
2 工業用水道事業の概要

■ 工業用水道事業のあらまし

川崎市の工業用水道は、わが国初の公営工業用水道事業として昭和12年に給水を開始して以来、産業経済の基盤施設として、産業活動の進展などによる水需要の増大に対処するため、数次の拡張事業を行い、施設を整備してきました。

その後、老朽化した施設の大規模な更新や耐震性の向上、給水能力と配水量の乖離などの課題を背景に、平成18年から工業用水道事業の再構築を推進し、平成22年に給水能力を52万 m^3 /日まで削減しました。

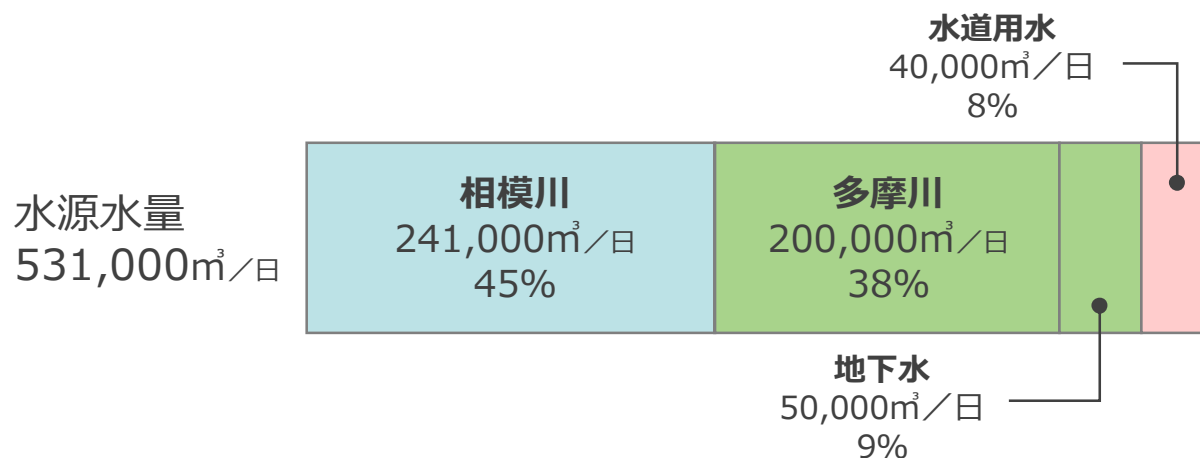
しかしながら、工業用水道の水需要はさらに減少したことから、令和7年度から契約水量を約37万 m^3 /日に見直すとともに、今後は、契約水量に見合う施設規模とするための主要な管路や浄水場施設の更新を実施しつつ、停電対策や地球温暖化対策などの取組も着実に進めることで、安定的な水の供給を継続し、健全な事業運営を行います。



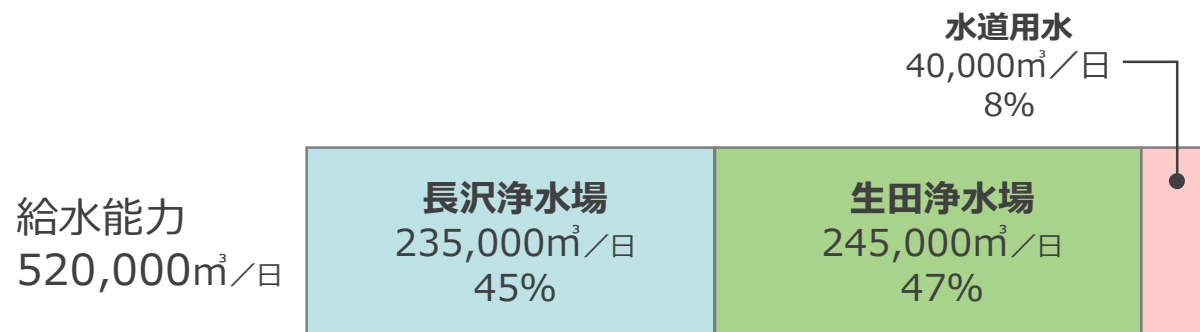
2 工業用水道事業の概要

■ 工業用水道の水源

川崎市の工業用水道は、相模川水系と多摩川水系の河川水、市内多摩区の地下水と水道用水を水源としています。



稲田取水所（多摩川）



生田さく井（地下水）

2 工業用水道事業の概要

■ 水源施設及び主要施設図



2 工業用水道事業の概要

■ 工業用水道の主要な施設

浄水施設

浄水場では、河川から取水した水を工業用水に処理しています。

生田浄水場は昭和37年に通水を開始しました。多摩川の河川水と地下水を水源とし、河川水の処理方法は超高速凝集沈でん処理方式（地下水は無処理）、給水能力は24.5万 m^3 /日です。再構築計画により調整池などを建設しました。



生田浄水場

2 工業用水道事業の概要

送配水施設

浄水場や平間配水所には、工業用水の一部を貯めて配水量や配水圧力を調整するために調整池があります。

工業用水は、浄水場から3本の送水管により送られ、送水管の延長は約53kmです。また、配水管は工業用水を使用する工場などが多く立地した臨海部を中心に約43km布設されています。



長沢調整池



平間配水所

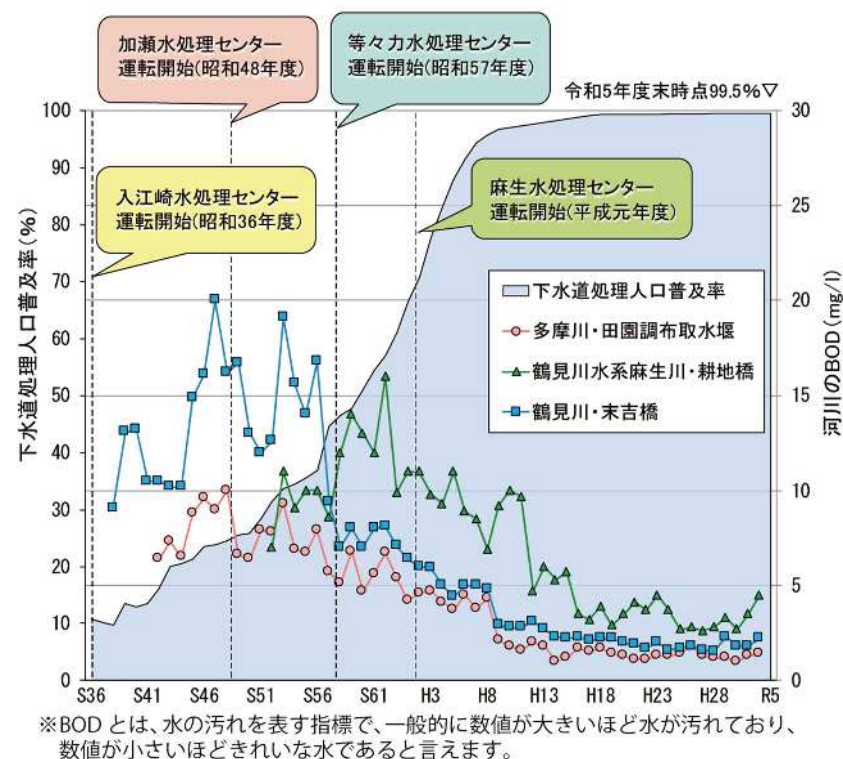
3 下水道事業の概要

■ 下水道事業のあらまし

川崎市の下水道は、昭和6年に浸水対策事業として建設に着手し、昭和38年からは人口普及率100%達成を重点課題に整備を進めてきました。その結果、今日では、ほとんどの市民が下水道を利用できるようになり、公共用水域の水質改善が図られました。

一方、下水道の役割は時代の変化とともに多様化してきており、高度処理の導入や合流式下水道の改善による公共用水域の水質保全、老朽化した施設の再整備・再構築、地震対策、都市化の進展に伴う浸水対策、地球温暖化対策などへの積極的な取組が求められています。

このような状況を踏まえ、市民の安全で快適な生活を守るとともに、環境にも配慮した強靱な下水道の実現を目指し、下水道が抱える課題を解決するための取組を進めています。



3 下水道事業の概要

■ 下水道の排除方式

下水道には、雨水と生活排水（トイレや洗濯などの排水）を別々の下水道の管きよに流す分流式と、一つの下水道の管きよに流す合流式があります。



● 汚水と雨水を別々の管で流す方法



● 汚水と雨水を1本の管で一緒に流す方法

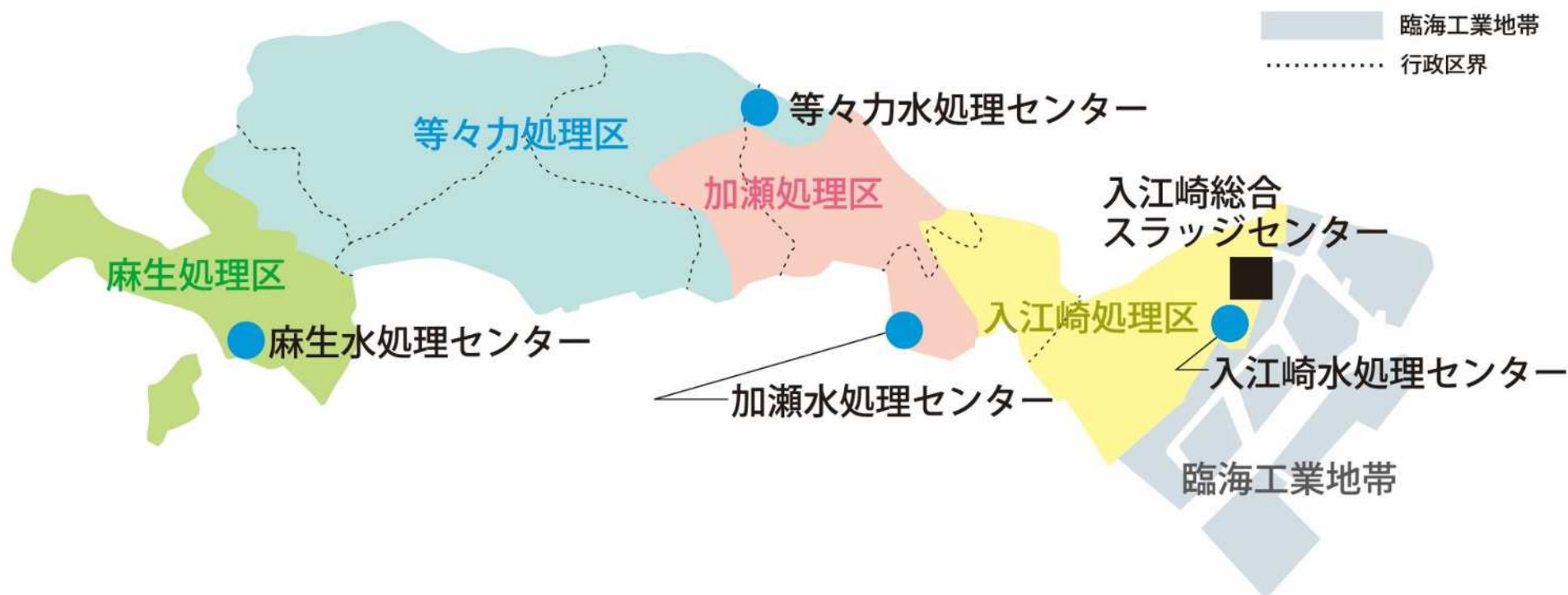


(青色:分流式下水道区域 黄色:合流式下水道区域)

3 下水道事業の概要

■ 下水道の施設

下水道の管きょによって集められた下水は、汚水は水処理センター（下水処理場）で適正に処理し、東京湾や多摩川などの公共用水域に放流されています。また、下水処理の過程で発生する汚泥は、入江崎総合スラッジセンター（汚泥処理施設）に集約し、焼却しています。



3 下水道事業の概要

■ 下水道の主要な施設

水処理施設

入江崎水処理センターは、神奈川県下で最も古い下水道処理施設であり、処理区域は、川崎区の全域と幸区・中原区の一部からなり、合流式で処理しています。

なお、西系施設の上部を利用し大規模な太陽光発電設備を設置することで、創エネルギーの取組を実施します。



入江崎水処理センター

等々力水処理センターは、中原区・宮前区・高津区・多摩区・麻生区を処理区域とし、分流式で処理しています。

高度処理水は、場内利用のほか、江川せせらぎ水路の水源として有効利用しています。



等々力水処理センター

3 下水道事業の概要

汚泥処理施設

入江崎総合スラッジセンターは、汚泥処理の効率化を図るため、市内4か所の水処理センターから発生する汚泥を圧送管で集約し、焼却処理しています。この処理工程から発生する焼却灰については、全量をセメント原料として有効利用しています。

また、入江崎余熱利用プールでは、焼却時に発生する余熱エネルギーを有効活用していますが、令和8（2026）年に一般的な法定耐用年数を迎えることから、地域住民の方々の御意見を伺いながら今後の在り方を検討します。



入江崎総合スラッジセンター

(参考) 上下水道ビジョン・中期計画の概要

■ 上下水道ビジョンの概要

「川崎市上下水道ビジョン」は、本市の水道事業、工業用水道事業及び下水道事業が進むべき道を明らかにするものであり、「基本理念」、「目指すべき将来像」、「基本目標」を30年から50年程度先の将来を見据えて設定し、これを実現するための概ね「10年間の方向性」を定めた本市上下水道事業の根幹をなす計画です。

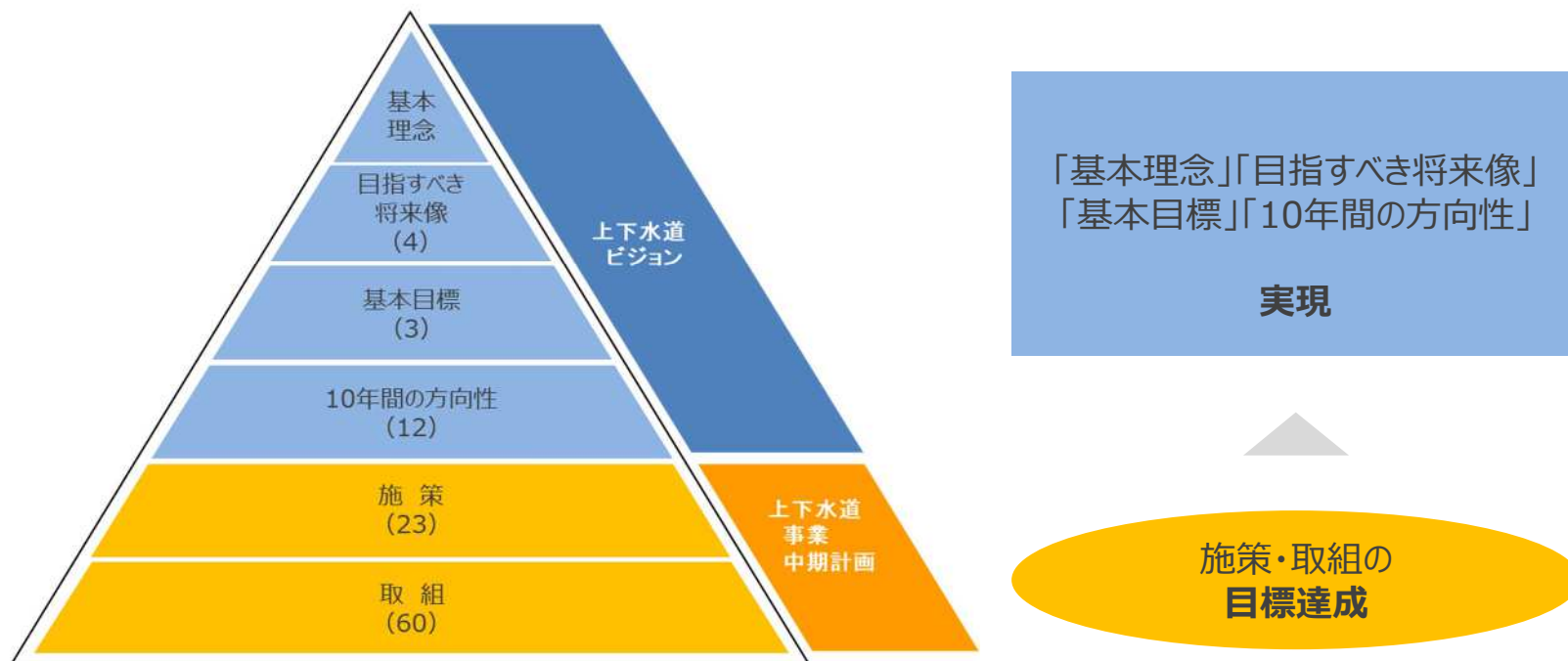
■ 中期計画の概要

「川崎市上下水道事業中期計画」は上下水道ビジョンの実現に向けた実施計画で、3事業における現状と課題を踏まえた上で施策を設定するとともに、計画期間における取組内容を取りまとめた計画です。

(参考) 上下水道ビジョン・中期計画の概要

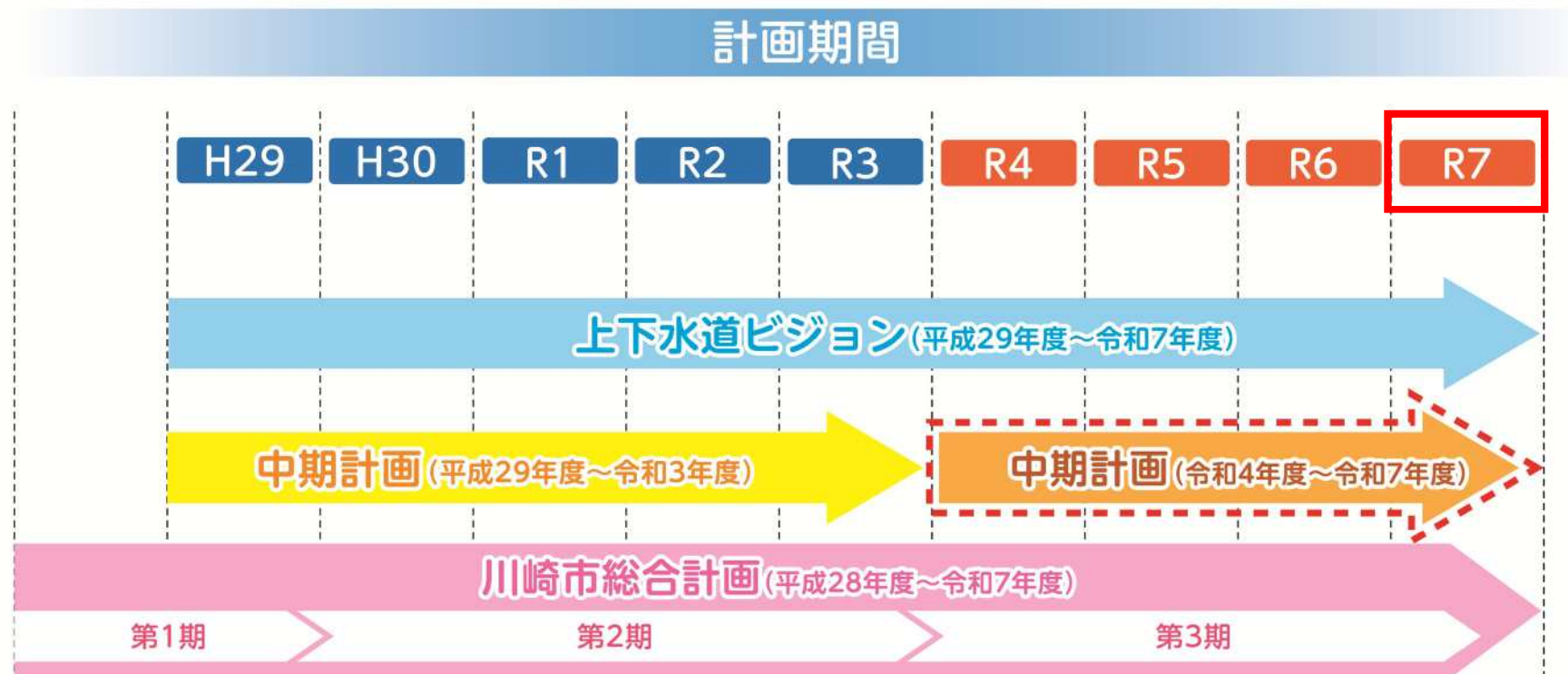
■ 上下水道ビジョンと中期計画の関係

中期計画における施策及び取組の目標を達成することで、上下水道ビジョンに掲げる「基本理念」・「目指すべき将来像」・「基本目標」・「10年間の方向性」について実現していきます。



(参考) 上下水道ビジョン・中期計画の概要

■ 上下水道ビジョンと中期計画の計画期間



(参考) 上下水道ビジョン・中期計画の概要

■ 基本理念及び目指すべき将来像

基本理念

健全な水循環により市民の生活を守る川崎の上下水道

目指すべき将来像	キーワード
○安全で安定した水の供給と適切な排水機能を確保し、安心して暮らせる市民生活を守ります	安全・安心
○災害時においても機能を維持できる強靱な上下水道を目指します	強 靱
○快適な水環境や地球環境に配慮した事業を推進します	環 境
○質の高いサービスの提供と持続可能な経営基盤の確保を目指します	持 続

(参考) 上下水道ビジョン・中期計画の概要

■ 中期計画における主な施設整備①

<水道事業・工業用水道事業>

取組	主な取組内容	主な指標		
		令和 5 年度末 (実績)	令和 6 年度末 (見込み)	令和 7 年度末
水道施設の耐震化	・施設の耐震化 (黒川高区配水池の耐震補強、千代ヶ丘配水塔 2 号塔の更新)	配水池・配水塔の耐震化率		
		99.1%	100%	100% (令和 4 年度末)
水道管路の耐震化	・水道管路の更新に合わせた耐震化 ・必要な管路の耐震化 ・地震被害想定等を考慮した「新たな重要な管路」の選定・耐震化の実施	管路全体の耐震化率		
		42.7%	44.2%	44.9%
		重要な管路の耐震化率		
		98.2%	98.2%	100% (令和 4 年度末)
水道基幹管路の強化	・水道基幹管路のバックアップ機能強化のための二重化・ネットワーク化	バックアップ機能強化のための管路整備 (計画期間内)		
		2 路線	2 路線	5 路線完了
工業用水道基幹管路の強化	・工業用水道基幹管路のバックアップ機能強化のための二重化・ネットワーク化	工業用水道の浄水場等連絡管路整備率		
		—	—	100%

(参考) 上下水道ビジョン・中期計画の概要

■ 中期計画における主な施設整備②

<水道事業・工業用水道事業>

取組	主な取組内容	主な指標		
		令和5年度末 (実績)	令和6年度末 (見込み)	令和7年度末
応急給水拠点等の整備	・開設不要型応急給水拠点の整備 ・応急給水拠点の利便性の検討及び拡充 ・臨時給水井戸の整備	開設不要型応急給水拠点の整備率		
		98.9%	99.4%	100% (令和5年度末)
施設の停電対策・浸水対策	・長期停電への対策 ・浸水想定区域内に含まれる施設の浸水対策（耐水化）	非常用自家発電燃料タンクの増強 (計画期間内)		
		—	—	7施設完了
		施設の防水壁等整備 (計画期間内)		
		3施設完了	3施設完了	4施設完了
管路の計画的更新	・水道管路の更新（年間更新延長約40km） ・工業用水道管路の更新	水道管路の更新延長 (計画期間内)		
		94.2km	136km	160km
		工業用水道管路の更新延長 (計画期間内)		
		1.6km	1.6km	2.5km

(参考) 上下水道ビジョン・中期計画の概要

■ 中期計画における主な施設整備③

<下水道事業>

取組	主な取組内容	主な指標		
		令和5年度末 (実績)	令和6年度末 (見込み)	令和7年度末
重点化地区・局地的な 浸水箇所における浸水対策	・重点化地区に位置付けた6地区における対策 (三沢川地区、土橋地区、京町・渡田地区、川崎駅東口周辺 地区、大島地区、観音川地区)	浸水対策実施率 (三沢川、土橋、京町・渡田、川崎駅東口周辺、大島、観音川地区)		
		32.1%	35.3%	40.8%
		排水樋管周辺地域の浸水対策 累計実施数		
		7対策	7対策	7対策
水処理センター・ ポンプ場の耐水化	・水処理センター・ポンプ場の耐水化 (江川ポンプ場ほか)	水処理センター・ポンプ場の耐水化率		
		58.3%	62.5%	83.3% (令和8年度末100%)
下水管きよの地震対策	・重要な管きよのうち、避難所や重要な医療機関と水処理センター とを結ぶ管きよの耐震化	避難所や重要な医療機関と水処理センターとを結ぶ 重要な管きよの耐震化率		
		77.6%	83.3%	89.0% (令和8年度末100%)
		重要な管きよの耐震化率		
		88.4%	89.1%	89.7%

(参考) 上下水道ビジョン・中期計画の概要

■ 中期計画における主な施設整備④

<下水道事業>

取組	主な取組内容	主な指標		
		令和5年度末 (実績)	令和6年度末 (見込み)	令和7年度末
水処理センター・ ポンプ場の地震対策	・水処理センターの揚水機能の確保（麻生水処理センター） ・ポンプ場の汚水揚水機能の確保（小向ポンプ場など） ・水処理センターの消毒機能の確保（入江崎水処理センター） ・燃料貯蔵容量の確保（麻生水処理センターなど） ・設備更新などに合わせた水処理センター・ポンプ場の耐震化の推進	水処理センターの揚水機能確保率		
		100.0%	100.0%	100.0%
		ポンプ場の汚水揚水機能確保率		
		63.6%	63.6%	100.0%
		水処理センターの消毒機能確保率		
		50.0%	50.0%	50.0%
		下水道施設の燃料貯蔵容量確保率		
		4.2%	8.3%	16.7%
下水管きよの再整備	・管きよ再整備重点地域における老朽化した管きよの再整備（入江崎処理区、加瀬処理区の一部） ・汚泥圧送管の再整備（等々力水処理センター～戸手ポンプ場）	管きよ再整備率		
		37.7%	39.0%	39.8%
		汚泥圧送管の再整備率		
		12.5%	12.5%	25.0%

(参考) 上下水道ビジョン・中期計画の概要

■ 中期計画における主な施設整備⑤

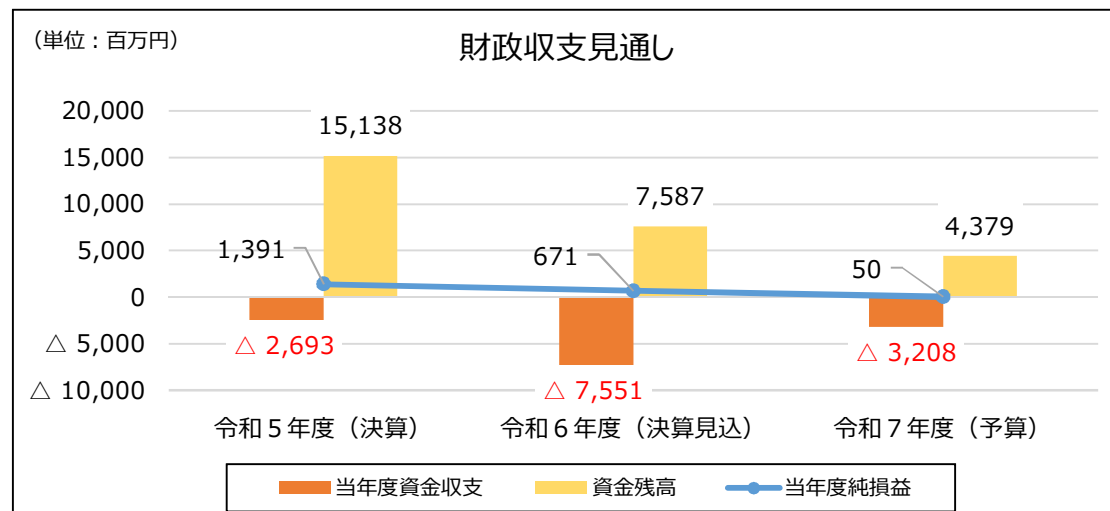
<下水道事業>

取組	主な取組内容	主な指標		
		令和 5 年度末 (実績)	令和 6 年度末 (見込み)	令和 7 年度末
水処理センターの高度処理化	・等々力水処理センターにおける流量調整池の整備・既設反応タンクの改造・脱窒ろ過池の整備 ・入江崎水処理センター東系施設への段階的・高度処理の導入	高度処理普及率		
		59.3%	70.0%	100.0% (令和 6 年度末)
合流式下水道の改善	・大師河原貯留管を合流改善対策施設として活用するための大師河原ポンプ場の改築 ・六郷遮集幹線の整備	合流式下水道改善率		
		73.5%	73.5%	100.0% (令和 5 年度末)
下水道の未普及地域の解消	・登戸土地区画整理地区や河川沿いなどの未普及地域の解消に向けた下水道の整備の推進	下水道処理人口普及率		
		99.5%	99.5%	99.5%
下水道の地球温暖化対策	・設備の更新に合わせた高効率機器・省エネルギー機器の導入 ・再生可能エネルギーの活用に向けた取組の推進 ・最適な運転管理などによる省エネルギー化の取組の推進 ・入江崎総合スラッジセンター 1 系焼却炉の再構築に合わせた温室効果ガス削減の取組の推進 ・地球温暖化対策に資する下水道技術開発の取組の推進	温室効果ガス排出量の削減割合 (2013年度比)		
		21.6%	20.9%	27.7% (令和 9 年度末38.2%)

(参考) 水道事業の財政状況

(単位：百万円)

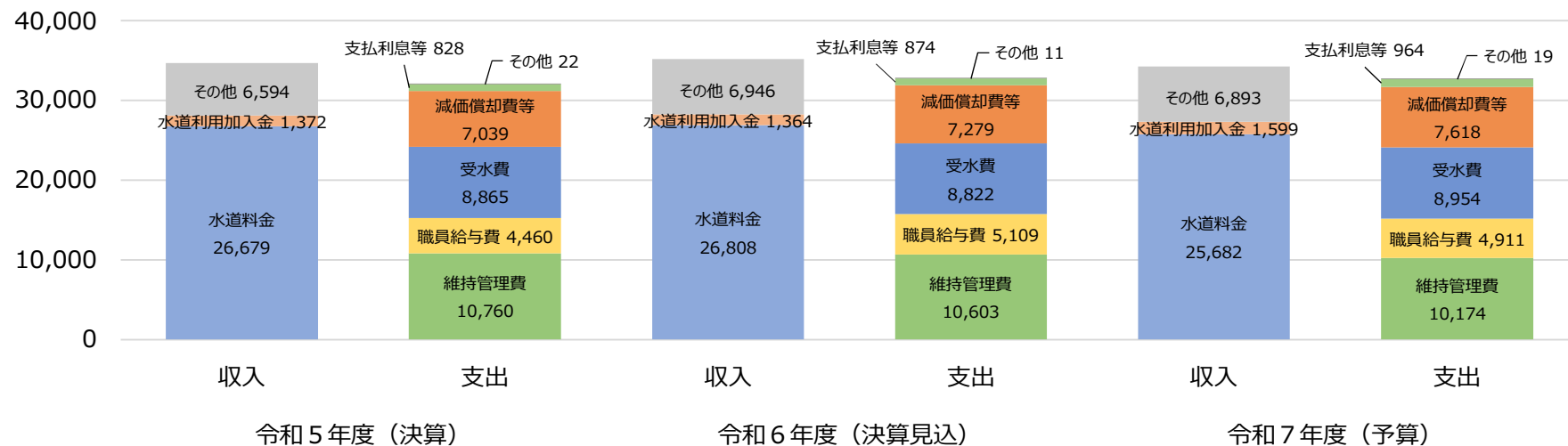
		令和5年度 (決算)	令和6年度 (決算見込)	令和7年度 (予算)
収益的収支	収益的収入	34,645	35,118	34,174
	収益的支出	31,974	32,698	32,640
	収支差引	2,671	2,420	1,534
当年度純損益 (A)		1,391	671	50
資本的収支	資本的収入	6,706	7,453	8,270
	資本的支出	18,241	23,590	19,363
	収支差引 (B)	△11,535	△16,137	△11,093
補填財源等 (C)		7,451	7,915	7,835
当年度資金収支 (A) + (B) + (C)		△2,693	△7,551	△3,208
資金残高		15,138	7,587	4,379



(参考) 水道事業の財政状況

(単位：百万円)

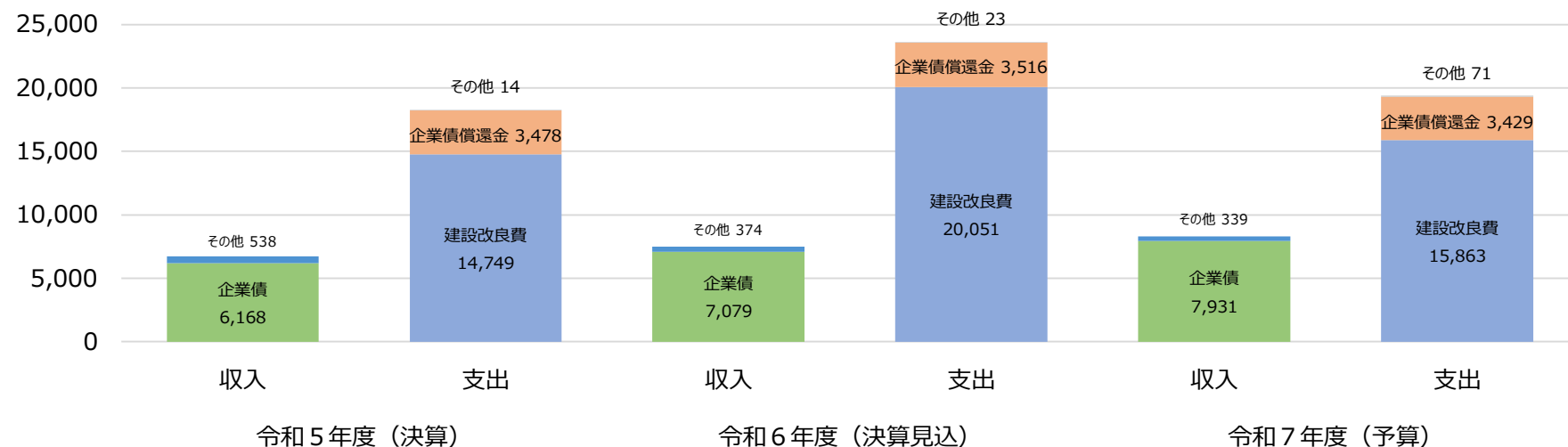
収益的収支



(税込：百万円)

資本的収支

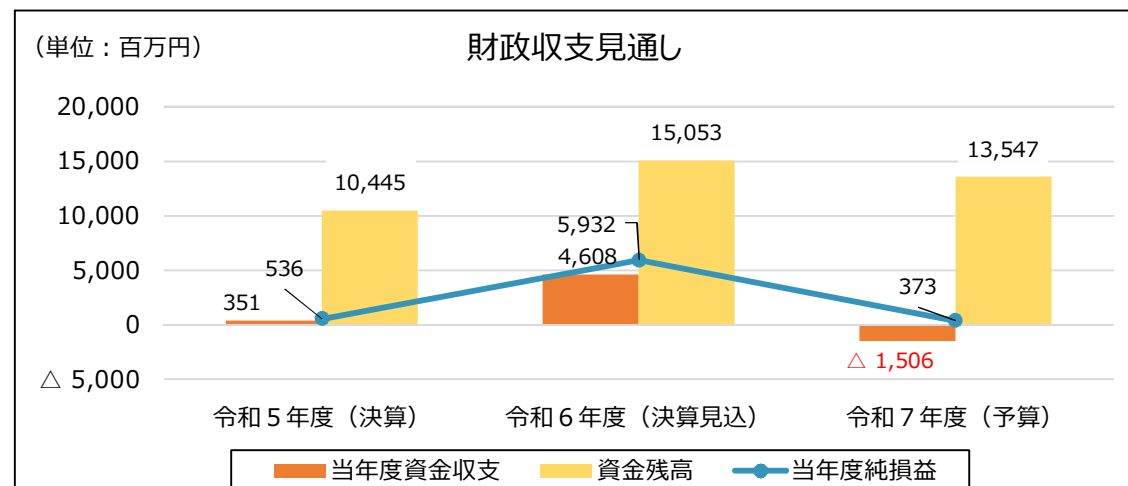
※収支不足額は損益勘定留保資金で補填



(参考) 工業用水道事業の財政状況

(単位：百万円)

		令和5年度 (決算)	令和6年度 (決算見込)	令和7年度 (予算)
収益的収支	収益的收入	7,763	13,120	6,577
	収益的支出	7,080	6,886	5,819
	収支差引	683	6,234	758
当年度純損益 (A)		536	5,932	373
資本的収支	資本的收入	925	1,960	1,838
	資本的支出	2,310	4,474	4,929
	収支差引 (B)	△1,385	△2,514	△3,091
補填財源等 (C)		1,200	1,190	1,212
当年度資金収支 (A) + (B) + (C)		351	4,608	△1,506
資金残高		10,445	15,053	13,547

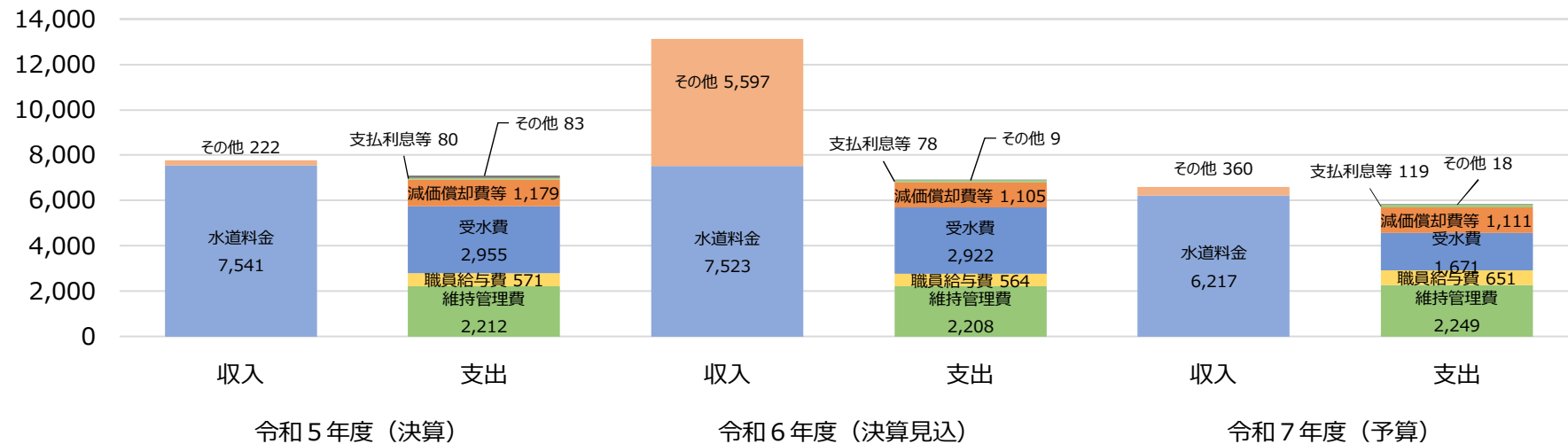


(参考) 工業用水道事業の財政状況

(単位：百万円)

収益的収支

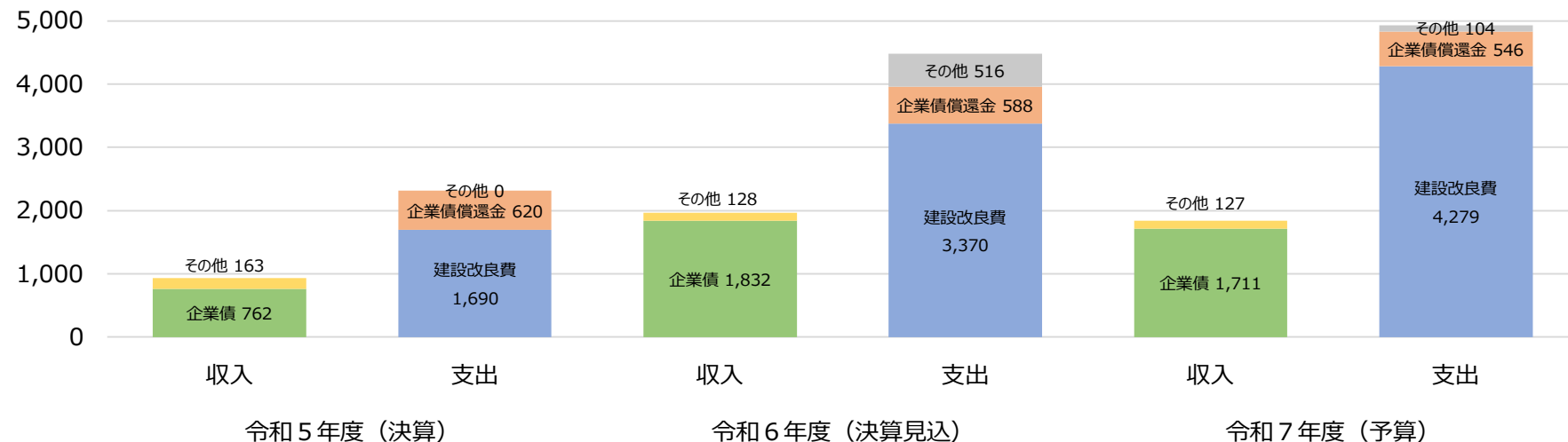
※その他の収入は主に「減量負担金」となる



(税込：百万円)

資本的収支

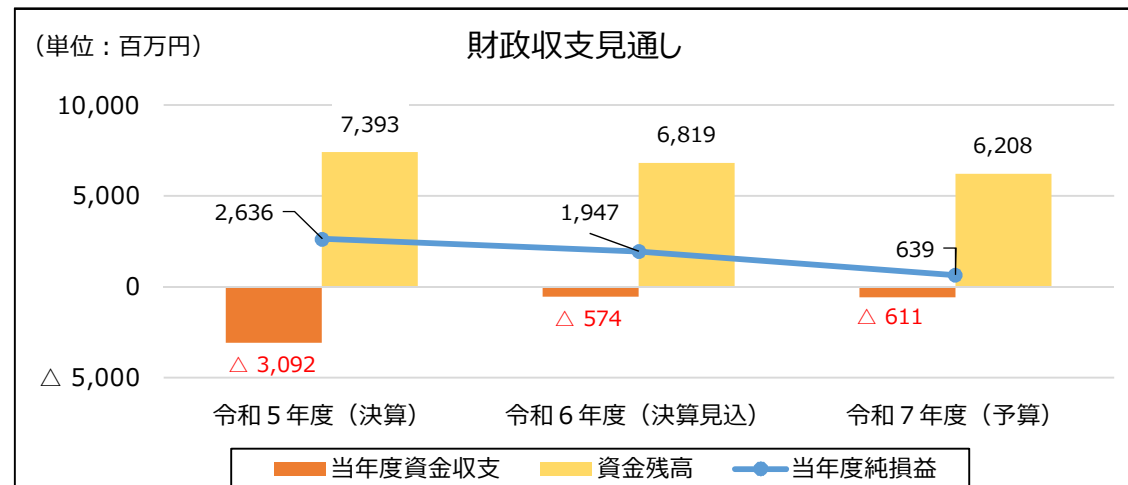
※収支不足額は損益勘定留保資金で補填



(参考) 下水道事業の財政状況

(単位：百万円)

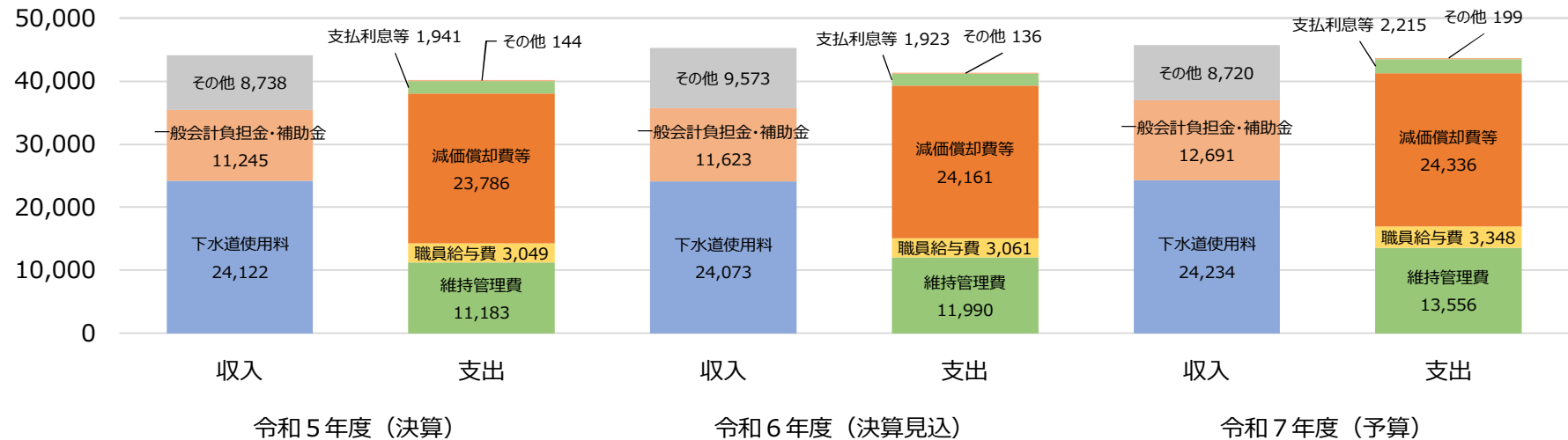
		令和5年度 (決算)	令和6年度 (決算見込)	令和7年度 (予算)
収益的収支	収益的収入	44,105	45,269	45,645
	収益的支出	40,103	41,271	43,654
	収支差引	4,002	3,998	1,991
当年度損益 (A)		2,636	1,947	639
資本的収支	資本的収入	33,471	47,294	38,933
	資本的支出	57,115	68,503	58,419
	収支差引 (B)	△23,644	△21,209	△19,486
補填財源等 (C)		17,916	18,688	18,235
当年度資金収支 (A) + (B) + (C)		△3,092	△574	△611
資金残高		7,393	6,819	6,208



(参考) 下水道事業の財政状況

(単位：百万円)

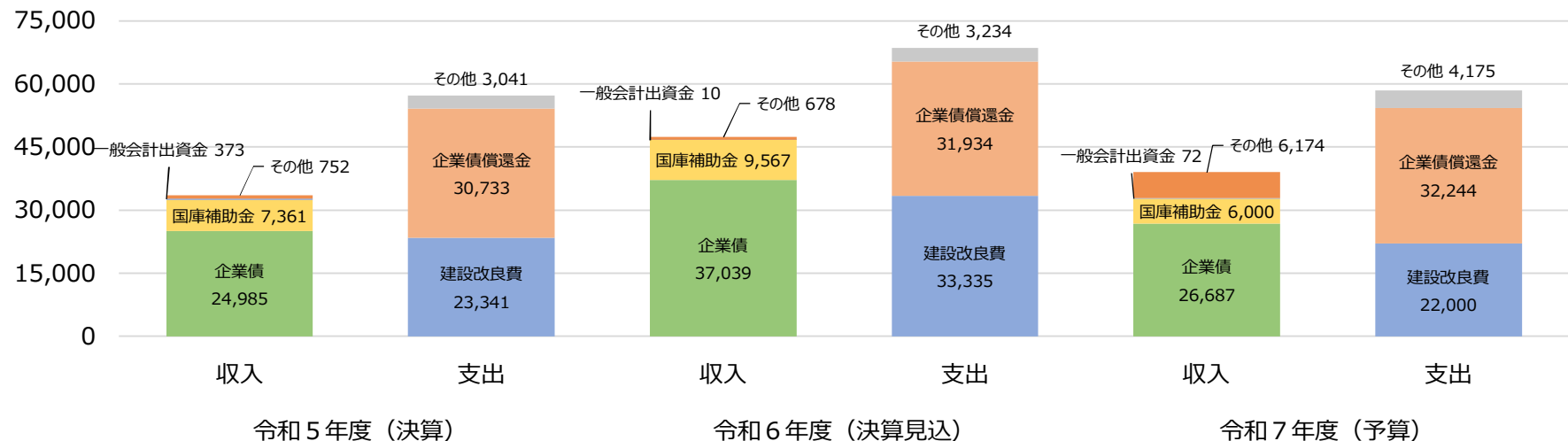
収益的収支



(税込：百万円)

資本的収支

※収支不足額は損益勘定留保資金で補填



(参考) 水源水量・給水能力・処理能力・業務状況等

(1) 水道事業

○水源水量・給水能力（令和7年3月31日現在）

（単位：m³/日）

水系別	浄水場別	水源水量	給水能力
相模川表流水	長沢浄水場	280,000	252,600
酒匂川表流水	企業団 西長沢浄水場	495,200	505,600
相模川表流水		10,400	
計		785,600	758,200

(参考) 水源水量・給水能力・処理能力・業務状況等

○業務状況

区 分	令和 3 年度 (決算)	令和 4 年度 (決算)	令和 5 年度 (決算)
総人口 (人)	1,538,721	1,541,640	1,548,254
現在給水人口 (人)	1,538,691	1,541,612	1,548,226
普及率 (%)	99.99	99.99	99.99
使用給水栓数 (栓)	811,389	816,046	827,884
年間配水量 (m ³)	183,236,900	180,471,300	180,294,900
年間有収水量 (m ³)	171,656,064	168,744,740	168,510,326
1 日給水能力 (m ³)	758,200	758,200	758,200
1 日平均配水量 (m ³)	502,019	494,442	492,609
施設利用率 (%)	66.2	65.2	65.0
有収率 (%)	93.68	93.50	93.46
配水管延長 (m)	2,418,783	2,422,332	2,426,738
職員数 (人)	546	547	544
水道料金収入 (千円) ※税抜額	24,535,997	24,120,624	24,255,132

(参考) 水源水量・給水能力・処理能力・業務状況等

(2) 工業用水道事業

○水源水量・給水能力（令和7年3月31日現在）

（単位：m³/日）

水系別	浄水場別	水源水量	給水能力
相模川表流水	長沢浄水場	241,000	235,000
多摩川表流水	生田浄水場	200,000	195,000
地下水		50,000	50,000
水道事業からの受水		40,000	40,000
計		531,000	520,000

(参考) 水源水量・給水能力・処理能力・業務状況等

○業務状況

区 分	令和 3 年度 (決算)	令和 4 年度 (決算)	令和 5 年度 (決算)
給水会社 (社)	58	57	57
工場数 (工場)	78	77	77
年間契約水量 (m ³)	188,146,550	188,055,300	188,570,520
年間配水量 (m ³)	145,536,400	141,496,400	130,403,800
年間使用水量 (m ³)	144,338,787	140,021,576	128,873,637
1 日給水能力 (m ³)	520,000	520,000	520,000
1 日平均配水量 (m ³)	398,730	387,661	356,295
施設利用率 (%)	76.7	74.6	68.5
有効水量率 (%)	99.2	99.0	98.8
配水管延長 (m)	43,411	43,420	43,198
職員数 (人)	75	76	75
工業用水道料金収入 (千円) ※税抜額	6,907,769	6,876,157	6,856,097

(参考) 水源水量・給水能力・処理能力・業務状況等

(3) 下水道事業

○処理能力等（令和7年3月31日現在）

〈水処理施設〉

処理区	計画面積 (ha)	排除方式	計画処理能力 (m ³ /日)	ポンプ場数
入江崎	2,009	合流式	318,600	9
加 瀬	1,871	合流式 (一部分流式)	168,900	7
等々力	5,490	分流式	313,900	2
麻 生	1,920	分流式	62,800	1
計	11,290		864,200	19

〈污泥集約処理施設〉

名称	入江崎総合スラッジセンター	計画処理能力	120 t・DS/日
----	---------------	--------	---------------

※DSは乾燥固形物量

(参考) 水源水量・給水能力・処理能力・業務状況等

○業務状況

区 分	令和3年度 (決算)	令和4年度 (決算)	令和5年度 (決算)
処理人口(人)	1,531,670	1,534,852	1,541,588
普及率(%)	99.5	99.5	99.5
処理面積(ha)	10,719	10,721	10,723
水洗化対象件数(件)	755,260	764,292	775,659
水洗化件数(件)	752,987	762,063	773,431
水洗化率(%)	99.7	99.7	99.7
年間処理水量(m ³)	203,575,943	199,360,408	196,298,703
1日平均処理水量(m ³)	557,742	546,193	536,335
1日処理能力(m ³)	982,500	982,500	1,034,900
有収水量(m ³)	154,145,331	151,637,201	151,395,502
管きょ延長(m)	3,153,672	3,158,220	3,162,413
職員数(人)	414	412	414
下水道使用料収入(千円)※税抜額	21,884,054	21,682,839	21,929,747

(参考) 水道料金等 (令和7年4月1日現在)

(1) 専用給水装置 (1か月につき)

基本料金	超過料金 (1立方メートルにつき)				
使用水量8立方メートルまで 530円	8	立方メートルを超え	10	立方メートルまでの分	95円
	10	立方メートルを超え	20	立方メートルまでの分	139円
	20	立方メートルを超え	25	立方メートルまでの分	185円
	25	立方メートルを超え	30	立方メートルまでの分	194円
	30	立方メートルを超え	50	立方メートルまでの分	209円
	50	立方メートルを超え	100	立方メートルまでの分	253円
	100	立方メートルを超え	200	立方メートルまでの分	278円
	200	立方メートルを超え	500	立方メートルまでの分	329円
	500	立方メートルを超え	1,000	立方メートルまでの分	343円
	1,000	立方メートルを超える分			357円

ただし、公衆浴場の超過料金については、1立方メートルにつき46円とする。

共同住宅及びこれに類するもの（以下「共同住宅等」という。）で、メーターを共用するものの料金は、使用者の申請により、当該共同住宅等の戸数に応じて算定することができる。

(2) 前号の規定にかかわらず、本市工業用水道事業の水源として給水する場合の料金は、次の通りとする。

基本料金 (1日につき)	使用料金 (1日1立方メートルにつき)	超過料金 (1日1立方メートルにつき)
3,760,000円	使用水量40,000立方メートルまでの分 10円	40,000立方メートルを超える分 39円

(3) 共用給水装置 (1か月につき)

基本料金	超過料金 (1立方メートルにつき)
使用水量1戸5立方メートルまで 260円	46円

※ 水道料金は、上記により算出した額に100分の110を乗じて得た額とする。

(参考) 水道利用加入金（令和7年4月1日現在）

メーターの口径	金額	
	新設工事	改造工事
13ミリメートルから 25ミリメートルまで	150,000円	改造後のメーター口径に応ずる中欄に掲げる額と改造前のメーターの口径に応ずる中欄に掲げる額との差額とする。
40ミリメートル	1,250,000円	
50ミリメートル	1,950,000円	
75ミリメートル	4,450,000円	
100ミリメートル	7,950,000円	
150ミリメートル	17,950,000円	
150ミリメートルを超えるもの	管理者が別に定める額	

○共同住宅等の給水装置の新設工事、改造工事及び増設工事（共同住宅等の戸数が増加したため必要となったものに限る。）の申込者から、当該共同住宅等の戸数（改造工事及び増設工事後戸数が増加する場合は、増加する戸数）1戸につき150,000円を加入金として徴収する。

○水道利用加入金は、工事申込者（個人）が、引き続き3年以上本市の区域内に住所を有し、自ら居住する建築物に、メーター口径25ミリメートル以下の給水装置を設置するときは、徴収しない。

○工業用水道事業の水源として給水する場合については、加入金を徴収しない。

※ 水道利用加入金は、上記の表により算出した額に100分の110を乗じて得た額とする。

(参考) 工業用水道料金 (令和7年4月1日現在)

基本料金	責任消費水量	1 立方メートルにつき	37円40銭
使用料金	責任消費水量のうち使用した水量	1 立方メートルにつき	5円10銭
超過料金	責任消費水量を超えて使用した水量	1 立方メートルにつき	112円20銭

※ 工業用水道料金は、上記の表により算出した額に100分の110を乗じて得た額とする。

(参考) 下水道使用料 (令和7年4月1日現在)

(1) 一般汚水 (1 か月)

基本額	超過額 (1立方メートルにつき)				
排出汚水量8立方メートルまで 660円	8	立方メートルを超え	10	立方メートルまでの分	10円
	10	立方メートルを超え	20	立方メートルまでの分	128円
	20	立方メートルを超え	30	立方メートルまでの分	164円
	30	立方メートルを超え	50	立方メートルまでの分	242円
	50	立方メートルを超え	100	立方メートルまでの分	303円
	100	立方メートルを超え	200	立方メートルまでの分	364円
	200	立方メートルを超え	600	立方メートルまでの分	393円
	600	立方メートルを超え	2,000	立方メートルまでの分	422円
	2,000	立方メートルを超え	5,000	立方メートルまでの分	446円
	5,000	立方メートルを超える分			475円

※ 一般汚水とは、公衆浴場汚水、共用汚水以外の汚水である。

(参考) 下水道使用料 (令和7年4月1日現在)

(2) 公衆浴場汚水 (1か月)

基本額	超過額 (1立方メートルにつき)
排出汚水量10立方メートルまで 110円	11円

※ 公衆浴場汚水とは、公衆浴場の営業の用に供して生じた汚水である。

(3) 共用汚水 (1か月)

基本額	超過額 (1立方メートルにつき)
排出汚水量 1戸 5立方メートルまで 60円	12円

※ 共用汚水とは、水道の給水装置 (蛇口) を共用して生じた汚水である。

※ 下水道使用料は、上記の表により算出した額に100分の110を乗じて得た額とする。